

平成19年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年12月25日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場4階 委員会室													
議 長	松 浦 利 貞													
開閉会日時及び宣告	開 会	平成19年12月25日 午後2時00分												
	閉 会	平成19年12月25日 午後2時51分												
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
1	加 計 雅 章	○	5	日 山 静 樹	○									
2	川 角 一 郎	○	6	塚 本 近	○									
3	玉 川 祐 光	○	7	松 浦 利 貞	○									
4	藤 井 勝 丸	○	8	明 木 一 悦	○									
会議録署名議員	5番 日 山 静 樹		6番 塚 本 近											
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	竹 下 正 彦	事務局長	井 手 川 守										
	副管理者	児 玉 更 太 郎	主 任	児 玉 一 朗										
	収 入 役	杉 野 光 眞												
議 事 日 程	別紙のとおり													
会議に付した事件	議案第9号	平成18年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について												
	議案第10号	平成19年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算(第1号)												
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>それでは時間が参りましたので。ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第1	議 長	<p>日程第1、「議席の指定」を行います。</p> <p>議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。</p>
日程第2	議 長	<p>日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番日山静樹君及び6番塚本近君を指名いたします。</p>
日程第3	議 長	<p>日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本定例会の運営については、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営副委員長日山静樹君の報告を求めます。自席にてご報告をお願いいたします。</p>
	議会運営副委員長	<p>それでは、議会運営委員会よりご報告させていただきます。</p> <p>平成19年第2回定例会の運営につきまして、去る12月20日に議会運営委員会を開催いたしました。決定事項についてご報告いたします。</p> <p>まず会期につきましては、本日1日限りとさせていただきたいと思っております。</p> <p>次に本定例会に付議されました議案は、お手許に配布してあります提出議案書のとおり、「平成18年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」及び「平成19年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算」の2件でございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
	議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただいまの副委員長の報告のとおり、会期は本日1日限りとすることにご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」と言う者あり】</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。</p>
日程第4	議 長	<p>日程第4、「諸般の報告」をいたします。</p> <p>議長報告をいたします。前回の本組合議会以後、安芸高田市市</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第5	議 長	<p>議会議員の辞職に伴い、本組合議会議員に異動がありました。 新たに選任された6番塚本近君をご紹介します。どうぞ、 よろしく願いいたします。</p>
	6番議員	<p>この度、熊高議員さんの辞職によりまして、芸北広域の議員に 選出されました塚本です。どうぞよろしく願いをいたします。</p>
	議 長	<p>なお、辞職されました議員は、熊高昌三君です。 以上、議長報告を終わります。 ここで暫時休憩といたします。</p> <p>【暫時休憩中】</p>
	議 長	<p>休憩を終わり再開いたします。 以上で、諸般の報告を終わります。</p>
	議 長	<p>日程第5、「議会運営委員の選任」を行います。 お諮りいたします。 組合議会議員の交代に伴い、ただいま議会運営委員が1名欠員 となっております。 ここで暫時休憩いたします。</p> <p>【暫時休憩中】</p> <p>休憩を終わり再開いたします。 議会運営委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規 定により、議長において議会運営委員に塚本近君を指名いたした いと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」と言う者あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました塚本君を議会運営委員 に選任することに決定いたしました。 ここで暫時休憩とします。</p> <p>【暫時休憩中】</p>
日程第6	議 長	<p>休憩を終わり再開いたします。</p>
	議 長	<p>日程第6、議案第9号「平成18年度芸北広域環境施設組合歳 入歳出決算認定について」を議題といたします。 議案の朗読をお願いいたします。</p>
	事 務 局 議 長 管 理 者	<p>【議案第9号を朗読】 議案の朗読を終わり、提案理由の説明を求めます。管理者竹下 正彦君。 提案理由の説明を申し上げます。議案第9号は、地方自治法第</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者 議 長 事務局長 議 長 監査委員	<p>233条第3項の規定によりまして、平成18年度一般会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。歳入の決算額は8億8,630万2,517円で、歳出は8億4,712万9,718円でございます。差し引き3,917万2,799円となっております。歳出の主なものとしたしましては、きれいセンターの機器等修繕費が1億19万4,943円、地方債の元利償還金が4億725万9,320円等でございます。詳細につきましては事務局からご説明いたします。</p> <p>続きまして、詳細について事務局に説明を求めます。事務局長井手川君。</p> <p style="text-align: center;">【詳細説明】</p> <p>これで提案理由の説明を終わります。この際ここで監査委員の監査報告を行います。玉浦監査委員。</p> <p>失礼いたします。この度美土里町の後任として選出されました玉浦と申します。よろしく願いいたします。このような監査をさせていただくような器ではございませんけども、人選にお困りのようでございまして、おだてるようなこともおっしゃっていただきますので、引き受けさせていただいたような次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>監査につきましては当議員であります藤井さんと共に行いました。地方自治法第233条第2項の規定により平成18年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。審査対象、平成18年度歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類及び処理施設、きれいセンターでございます。こちらの方は8月23日に管理状況等を視察に行かせていただきました。それから下期の歳入歳出の決算の方を11月の19日に藤井さんと共に行っております。審査の結果、上記審査対象につき事務局より説明を受けまして慎重に審査をしました結果、決算書の内容は正確であり、真実であると認めます。また、財産についての調書も正しく表示され真実であると認めます。</p> <p>本文は以上でございますけども、内容に関しまして2点ほど申し添えさせていただきます。今日あの防衛省等の問題で非常に住民の関心の高い各種の契約について我々も特に関心を持って監査をさせていただきました。公債費を除きますと最大の費目ということで、各契約の状況を申し述べさせていただきます。単価契約</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	<p>を除きました主な契約が45件ございました。総額の方が2億443万9千円余りでございます。このうち競争入札によるものが13件及びそれに準ずるもの、これは以前競争入札をされて複数年契約になっておると、あるいは相見積をとっておられるというもの、こういったものでございますけども、これが6件ございまして、合わせて19件で契約金額が9,185万4千円余りということでございます。18年度に入札になりました13件についてみてみますと、減額率の単純平均が21.5パーセントで、こちらの方は良い数字でございました。しかしながら、金額で加重平均をいたしてみますと高額の炉の修理でございまして、こちらの方の減額率が低かったということもありまして、全体加重平均をしてみますと11.0パーセントということで、この13件で予定価格よりも1,068万6,900円の減額という結果でございました。まずまずの結果ではないかというふうにみさせていただきました。それから随意契約の方ですけども、最大のものが1件で9,723万。これは先程説明がありましたけども、北広島町の農林建公社と契約をされております収集運搬場内作業の請負契約でございまして、これにつきましては作業の計画性、あるいは公共性といったものがございまして一応議会で既に理解をされておるものと思っておりますので、これについての意見は差し控えさせていただきます。その他故障等緊急による随意契約、これがしょうがない、やむを得なかったということですが、17件で760万5千円。それからその他の随意契約が8件ございまして、774万1千円で、これは部品調達が限られている、あるいは競争相手が他に見当たらない、複数見当たらない、というような理由がいろいろございます。これが8件ございました。随意契約の中で特に問題があるというふうな契約は見当たりませんでした。しかしながら件数的にはかなりございまして、できれば入札をご検討いただければ一番よろしいんですけども、応じられない場合は、果たして客観的に妥当な金額かどうかということはいくよくよく検証されて今後の処理に活かさせていただきたいというふうに思いました。</p> <p>それから2点目が借地料の問題ですけども、初めてみられた方はどなたもおっしゃるということでございまして、ご多聞に漏れず私も少し思うところがございましたので述べさせていただきます。施設の耐用年数が15年ということでございまして、事</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p data-bbox="363 230 501 264">監査委員</p> <p data-bbox="363 1294 501 1328">議 長</p> <p data-bbox="363 1451 501 1485">8 番議員</p>	<p data-bbox="523 230 1471 1272"> 務局の方では20年以上使用したいというお考えのようでございます。そうしてみますと、今丁度折り返し地点くらいに至っているのかなというふうに思っております。ここ10年そここの間支払われました借地料の累計が、既に土地の評価額を大きく上回っているのではないかとこのように私は思っております。これを納得しようと思いますとこの借地料という中に地元対策費というものが含まれているというふうに理解しないとなかなか理解できない、あるいは第三者がみられた時にそう理解されても仕方がないというふうな状況は逃れないというふうに思われておるのじゃないかと思っております。これが毎年支払われ、今後も支払われ続けていくというふうになりますと、こういった世間で言われる迷惑施設いうんですか、いわゆる必要なんだけどもここには来て欲しくないといった施設がかなりあろうかとも思いますが、既存のものあるいは新規計画をされておるものそれらとの地元対策の整合性が取れるのかどうかということをやちょっと心配をいたしました。土地の取得に随分困難な状況があるということは説明を受けて十分に承知をいたしておりますけれども、今丁度折り返し地点を迎えるということで今一度振り返ってみられてこの件について検討されたらいかがかとこのように思った次第でございます。以上申し添えまして監査報告を終了いたします。 </p> <p data-bbox="523 1294 1086 1328">これをもって監査報告を終わります。</p> <p data-bbox="523 1350 1471 1429">これより質疑に入ります。質疑はございませんか。8番明木一悦君。</p> <p data-bbox="523 1451 1471 1641"> まず1点。今監査報告をいただいたんですけど、それらに対しての今回の監査意見書の中には全く示されていないんですけども、この監査報告をですね、資料として提出をいただきたいということが1点あります。まずそれが1点。 </p> <p data-bbox="523 1664 1471 2123"> それから今回も炉の整備等修繕等非常にコストがかかっているわけですね。しかしながらリサイクル等ですね、資源化状況をみれば少しずつ上がってきてる状況もあるんじゃないかなというふうに見えるんですけども、執行部としてですね、ごみの減量化の成果を上げるべくどのようなお考えをお持ちかということでもまず1点。生ごみへの対策。可燃物への対策。また分別効果等をどのようにお考えかということ。それに関わる地域別の格差の状況がどのようにあるのかということを含めてお答えをいただきたいと思っております。 </p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	8 番議員	<p>またそれがですね、何につながるかというやはり分別やリサイクルの活性化をするとですね、今問題に、民間の間では、民意の中では、非常にごみ袋代が高いという意見があります。そういう中で、その辺にも軽減できてくるんじゃないかなというふうに考えます。お答えいただきたいと思います。</p>
	議 長	<p>続きまして第3点目。鳥獣類の持ち込み処分についてなんですけど、これ非常に今問題になっておりまして、職員の持ち込みと業者による持ち込みでは持ち込みのやり方が違うとかですね、規制をされるとかですねいろいろあったり、わざわざ3階へ持って行って部位をばらして入れないと焼却炉へ入らないという問題があったりして非常にそういう手間がかかるし、なんとかそういう対策はできないかということをお求められていますけども、そのあたりをどのようにお考えかをお伺いします。</p>
	事務局長	<p>ただいま8番明木議員の質問3点について答弁を求めます。事務局長井手川君。</p> <p>生ごみとか可燃ごみの分別方法でございますが、皆さんご承知のとおりきれいセンターは平成7年に稼動いたしまして、当初ごみを出してない地域、家庭の方が半数以上でございました。したがって、最初のうちはごみの出し方についても非常に分別が悪くて非常に困ったような状況がございます。そして減量につきましても当初、昔はですね、野焼きというのがまかり通ったような状況でございますが、この5、6年前からダイオキシン対策とか公害対策というような感じで日本全国的に野焼きの禁止というのがございました。家で野焼きができないということがありまして生ごみは堆肥化しよったものもこれは焼くようになったんですが、やはりごみを出してきれいセンターを利用すれば非常に便利だというふうなこともございまして、今まで出しておられない地域の方々がどんどん出すようになって、今の分別等につきましても最初わからなかったかなり苦労したこともございますが、今のところ順調に分別も行っていただいております。減量につきましては、この会議、議会が終わりましてごみ処理検討案というのがございますので、またそこに入りまして詳しく説明してみたいと思います。それと地域別の格差でございますが、先程申しましたように街ですね、商店等密集地についてはかなりの方が殆んど出されておりますが、やはり山村ですと今までどおりまだ野焼きをしたりするようなこともございます。したがって、街の中</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>では野焼きもないんですが、やはり山間部、全て山間部なんですが、田舎に行きますと野焼きとかなんとかありまして、そのごみについての格差というのはかなりあります。これは年々こうみていくのに市町の担当課では非常に努力されておりました、野焼きの監視ですか、これも徹底してやられておるようで、これに格差については徐々に解消されていくのではないかというふうに思います。</p> <p>そしてもう1点の鳥獣類の搬入についてでございますが、本来元々きれいセンターを計画した当時はですね、ああやって鳥獣については山に埋め立てるということもございます。あれからまたいろいろ環境が変わりまして、埋めてはいけないというようなこともございましたし、埋めてもいいのは自分の土地でまた土へ戻すという観点から埋めてもいいんですが、やはり地域の方々からみれば余り好ましくないというようなことで、今の国道、県道、市道、町道につきまして維持管理業者がおります。車等ではねられた大きいのは鹿とか猪とか、小物で狸とか、犬とかいうのもおりますか、それは全て事業所ごみの扱いとなります。最初のきれいセンター計画の当初はそういう事案が全く無かったので、そういうものを織り込んだ焼却炉を建てておりません。地域によってはですね、所によっては動物、鳥獣の死骸を焼く焼却炉を別に作っておるようなところもございますが、当時きれいセンター、平成4年5年に計画したわけでございますが、当時としては十分に業者の方々が自分の土地で、まあ処理いうたらおかしいですが、埋め立て処分されたようなことがございまして組んでおりませんでした。それで今現在こうやって一般廃棄物にあたると、事業系の一般廃棄物にあたるということできれいセンターに持ち込まれるんですが、やはり設計上ですね、大きな鳥獣については焼却炉に入るようになっておりません。猪とか鹿、鹿はかなり脚が長いですし、角も生えてますとそれを全部切ってもらわんと焼却炉の投入口に入りません。ですから切っていただいて3階まで持って上がっていただく。建物に換算いたしますと3階ということになるんですが、これがですね、ピットに入れますとクレーンでごみを攪拌しながら入れるんですが、なかなか難しい作業なんです。したがって、事業者が自ら請け負った業者ですね、3階まで持って上がっていただいておるんですが。これもですね、最初の条件として3階まで持って上がるというふうな条件で県なり国な</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p data-bbox="363 230 496 264">事務局長</p> <p data-bbox="363 1825 496 1915">議 長 管 理 者</p>	<p data-bbox="520 230 1469 1809">りに管理しておるところには言うておるんですが、そういう委託契約をされて、請負契約をされて、それは承知できれいセンターに持って来られるんで、持って来てからちょっと違うんじゃないかというのはまた話が違うんじゃないかと私は思うんですが。それと市町の職員が持ってきた場合は、ちょっと手伝ってから業者が持ってきた場合は手伝わんというご意見もあるようではございますが、やはり職員が手が空いておれば手伝います。基本的にはですね。ですが限られた職員でやっておりますので、手伝う時も手伝わん時もございます。で、市町の職員が来た時にはやはり不慣れなもので逆に時間がかかるというようなこともございます。したがって、手伝うこともございます。業者については手伝うことはございません。前々から県あたりの道路維持管理の方から言われるんですが、きれいセンターに3階まで持ち上げられるリフトとかですね、そういうものでエレベーターみたいなのを作ってもらえんかということもあるんですが、この鳥獣の契約についてはお金をいただいて業者がやっておるわけなんですよ。きれいセンターはその業者、極々一部の搬入、一般家庭から業者を比べますと本当に極一部なんです。1パーセントに満たないような回数です。それに対して5、6百万の設備投資というのも今のところ私はする必要がないんじゃないかというふうに考えております。ですから今まで通り当然脚とか手を切っていただいて、角も切っていただいて胴体にしてもらってご苦労ですが3階まで持って上がっていただきたいたいというふうには考えております。そういってもなんなん、ちょっと試運転的にはごみで出たチェーンブロック等で今やっておるんですが、これも安全性、強度の関係であまり使いたくないので公表しておりません。それでも予算つけてやれというんなら来年の予算で審議と言いたいんですが、私としてはそういう元の契約が3階まで持って上がるという契約ですので、敢えて資本投資してごくごく一部の業者に利益を与える必要はないというふうに考えております。</p> <p data-bbox="555 1825 1278 1859">もう一点、監査意見書について提出するかどうか。</p> <p data-bbox="520 1881 1469 2116">じゃあ私の方から。今、意見いただいたばかり、それもその監査報告書という形じゃなくて付帯的な意見としていただいた訳でありまして、執行部の方はですね、監査上の意見というのをどのように受け止めて、どう整理をしていくのかということを検討させてもらわないといけないということですね。明木議員が言われ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>るように今の意見のところを資料で提出というのはですね、現状のところでの説明を求められているのであればそれは出せますけども、どういったものをですね、求めておられるのか、そこらへんちょっと良くわからないんですけども。</p>
	議 長 8 番議員	<p>再質問の質問を求めます。</p> <p>まず監査意見書についてですけど、通常監査意見というものはここへ列記されているものがあるのかなといふふうに思いましたので、今回執行部の方にはそれが提出されていてこちらには無いのかなというふうに思いましたので、それで監査意見についてですね、ここに書いてある以外のことがありましたので、それについてはそちらからのというんじゃないかと、監査意見書としていただければというふうに思います。</p> <p>続いてごみの減量化についてですけども、これは後程全協かなんかでまた説明をしてもらえるとということなんでわかりました。</p> <p>鳥獣問題なんですけど、これは確かに業者との契約というのがあるって、そういうふうにしていただいておりますというのわかりますけども、困るのは職員が持ってきた場合とかですね、あとそういうのがあるかどうかわかりませんが、民間の方が持って来られて、住民の方がですね、持って来られた場合にもそれをここで本当に解体を自分でしないといけないのか、それが本当に出来る人であれば良いですけど、できない場合はただ渡してやっていただいているのか、そのあたりについてお伺いします。職員の方でもそういうのができない方もいらっしゃるでしょうし、たまにこられた方がですね、そのへんがもう担当が決まっています、市町にいらっしゃってその方が持って来られてやっているんだったら良いですけど、そのあたりの対応についてどのようにお考えかということをもう一度お願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまの明木議員の再質問に答弁を求めます。事務局長井手川君。</p>
	事務局長	<p>監査報告につきましてですが、文書ではいただいております。文書であるのはここに列記しておりますとおりでございます。監査委員さんが先程申しておられたのは、監査をしてからの口頭での今日の監査報告ですので、文書ではいただいております。</p>
	議 長 監査委員	<p>発言を求めます。</p> <p>監査報告自体はここにしておいてございまして、実際書類を見せていただいたり、藤井さんと共に書いたのはここにある</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第7	監査委員	とおりでございます。後程口頭で申しましたのは、意見と申しましても私の監査をしての感想というふうに受け止めていただければというふうに思っております。
	議 長 事務局長	<p>もう1件答弁を。</p> <p>鳥獣の解体についてでございますが、一般家庭の方が持って来られる場合も同じです。要するにですね、鳥獣であろうがごみであろうが、大きいもの、小さいものいろいろあるんですが、きれいセンターが出しておりますごみの分け方、出し方、長いものは1メートル以下とかいろいろ基準がございます。1メートル以上のものでしたら粗大ごみ扱いになりますし、当然単価が違います。したがって、鳥獣についても一般家庭が持ってこられる場合もやはり長い突起物ですか、脚とかも、当然ごみの分別方法によって、解体するなりして持って来てもらわんと困るのでございます。で、市町が持って来られる建設課あたりの担当者はですね、当然これは解体してきていただく。ただうちが手伝うのは3階まで持って上がるのを手伝っておるだけで、解体して無いものはその場で切らすか一度持って帰って切っていただくというふうにしております。ただ持ち込みについての3階までをきれいセンターの職員が手伝うということはありません。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。</p> <p>ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>まず、原案に対する反対討論の発言を許します。討論ありませんか。</p>
	議 長	<p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第9号「平成18年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	議 長	<p>【賛成者挙手】</p> <p>挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。</p> <p>日程第7、議案第10号「平成19年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
閉 議	議 長	議案の朗読をお願いいたします。
	事 務 局	事務局。
	議 長	<p style="text-align: center;">【議案第10号を朗読】</p> 以上で議案の朗読を終わります。提案理由の説明を求めます。
	管 理 者	管理者竹下正彦君。
	議 長	議案第10号でございますが、平成19年度一般会計補正予算
	議 長	第1号をお願いするものでございます。議案の中身としましては、
	議 長	予算の総額に、136万8千円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ9億419万3千円とするものでございます。
	議 長	補正の主なものは、職員手当等の増額等でございますが、詳しくは、事務局よりご説明を申し上げます。
	議 長	尚、職員の給与につきましては、当組合条例の規定によりまして、北広島町における職員の給与に関する条例を準用することとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。
	議 長	提案理由の説明を終わります。詳細について事務局長に説明を求めます。事務局長。
	事 務 局 長	<p style="text-align: center;">【詳細説明】</p> 以上で詳細についての説明を終わります。
議 長	これより質疑に入ります。質疑はありませんか。	
議 長	<p style="text-align: center;">【「なし」と言う者あり】</p> ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。	
議 長	これより討論に入ります。	
議 長	討論はありませんか。	
議 長	<p style="text-align: center;">【「なし」と言う者あり】</p> 討論もないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。	
議 長	これより、議案第10号「平成19年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」を挙手により採決いたします。	
議 長	本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。	
議 長	<p style="text-align: center;">【賛成者挙手】</p> 挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。	
議 長	以上で本定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長	これをもって平成19年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を閉会といたします。